

平成 24 年をふりかえって

昨年は 3 月定例議会で一般質問を致しました。質問の趣旨は「教育委員会制度の在り方と田原本町教育委員会の今後について、教育委員長の考え方を伺う」ことであり、質問をさせて頂いた方は平成 23 年 12 月 24 日付で教育委員長になられた**森章浩氏**です。

そもそも、私は予てよりこの教育委員会制度について疑問を抱いておりました。

首長選挙や国政選挙等で謳われるマニフェストでは、その中にしばしば「教育再生」という文言を見つけることが出来ますが、本来「教育」というテーマについて考える上で、その政治的中立性を確保する為に教育委員会が「首長から独立した行政委員会」として位置づけられている特性を無視することは出来ません。しかしながら現実では、中央集権型の政治が実態として都道府県や市町村という所謂「地方自治体」にしっかりと言うことを聞かせている中で、教育委員会の最高責任者が文部科学大臣であるが故に、それが全くもって第三者的な民間からの登用でない限り、政党に属する政治家が、ひいてはその時々政権が教育の方向性に強い影響力を持つという事実もまた無視することが出来ません。これが結果的に「教育の政治的中立性」についての矛盾を感じさせ、現在の教育委員会制度の在り方そのものについても疑問を生じさせてしまうのです。

また、私がこのことを改めて深く考えるようになった一因として、保坂邦夫氏の講演や「教育委員会廃止論」等の著書があります。

氏によれば、教育（education）の語源はラテン語であり、それはそもそも「教える」ではなく「引き出す」という意味で、だからこそ教育にとって本当に必要なことは一方的な知識の伝授でなく、その者の才能を引き出す為のコミュニケーションであり、またさらに「教育委員会廃止論」の中では「教育委員会を置くか否かはそれぞれの地域によりしっかりとした議論を踏まえた上で決められるべき」という、氏の求める「必置規定の廃止」の真意についても語られていました。

※参考文献「教育委員会廃止論 著野坂邦夫」

この他にも、平成 23 年 9 月 5 日には泉大津市で日本教育再生機構主催の「教育再生タウンミーティング」が開催され、パネリストに現内閣総理大臣の安倍晋三氏を迎え、また昨年にご逝去された政治評論家の故三宅久之氏のご講演もあり、とても有意義な時間を過ごしました。

その中で安倍氏は「国に誇りが持てなければ自尊心が育たない。たくましい人材を育てられるかどうかは国の運命が掛かっている。教育により教えるべきをきちんと教えなければならぬ」とご講演され、教科書問題についても「今の教科書は家族の価値を認めようとしない。例えば、ある家庭科の教科書では〈お祖母ちゃん、お祖父ちゃんは孫を家族と思っているかも知れない。でも孫たちはお祖父ちゃん、お祖母ちゃんを家族だと思っていないかも知れない。犬や猫を家族と思っている人がいるでしょう。家族観は多様化しています〉とある。こういう教科書が文科省の検定を通ったことは驚くべきことだ」とご指摘されていました。

また故三宅久之氏は、「小学生になっても九九を言えない子供がいる。教えるべき基本はしっかりと繰り返し教えなければならない。『詰め込み教育』は駄目だとか、『ゆとり

教育』だとか言っても何も始まらない」と語り、「かつて江戸世紀の探検家シュリーマンは『日本に来ると船頭はチップを受け取らない。武士は袖の下を受け取ろうとしない。庶民の生活は実に合理的で職人達は毎日風呂に入るほど清潔だった。こんな民族は世界中探しても何処にもいない』と非常に驚いたそうだと、日本人が外国人に絶賛されたエピソードを披露しつつ、「我々の先祖は貧しくとも誇りを持ち、身綺麗に生活していた。こういったことを教えていくことこそが道德教育だ」と仰っていました。

私は、以上のような考えや経験から、前述しました通り平成 24 年第一回定例会に於いて、一般公開が義務づけられている月に一度の教育委員会にほとんど傍聴者がいないことや、教育委員長としての今後の考え方等について一般質問をしました。尚、この詳細は田原本町のホームページの〈議会会議録 平成 24 年第 1 回定例会〉をご参照頂けますようお願い申し上げます。

その他にも、昨年 5 月 28 日には青森県弘前市で開催されました、ローカルマニフェスト推進地方議員連盟主催の「地域主権時代の自治体フォーラム」へ同僚議員と共に参加しました。

そこではまず同市の市長である葛西憲之氏のご講演がありました。市長は市民との対話、意見交換会を 70 回以上もされているそうで、ポピュリズムに頼らない、対話と創造による政治を目指しているのだとお話しをされました。またその後には「目指せ、地域主権のトップランナーを！！」と題し、コーディネーターに青森中央大学専任講師：佐藤敦氏、パネラー陣には早稲田大学マニフェスト研究所所長：北川正恭氏、「月刊ガバナンス」編集長：千葉茂明氏、ユースサミット弘前代表・弘前青年会議所 64 代理事長：奈良第司氏、そして講演に引き続き弘前市長である葛西憲之氏を迎えてのパネルディスカッションが催され、〈議会事務局に必置規定のある議会図書館は本当に必要か〉という議題を皮切りに、首長による専決処分は民主主義社会に於いてナンセンスである、首長選挙で首長が代わると町の方針が変わるが住民はそこに住み続けるからこそ持続可能な条例が必要である、議会の役割は執行機関側の意見を審議するものであるが同時に議会とは複数人で議員同士が議論する場でもある、だから理事長が出席しなくても議会は成立する、一般質問は後にして議案審議を先に行うべき、前年の決算が次年度の予算決定に活かされていない為に決算審査のやり方を検討すべきである、議会に外部の声を入れることは重要で有識者や学者の参加を勧めていくべきだ等々と熱のこもった意見交換がなされ、また特に奈良氏は「ユースサミット弘前は歴代市長のマニフェストの評価をしつつ、市民が考えるまちづくり事業の展開をしている」と述べられていました。そして最後に葛西市長より「行政は管理型から経営型に変わっていかなければならない。市民に柔軟な対応をしなければならない」というお話があり、この日の催しは幕を閉じました。

またその翌日は、同僚議員の計らいで青森県六ヶ所村にある日本原燃を視察する機会に恵まれました。

3.11 の大震災並びに福島原発事故以降、世界中で問題になっている原子力の燃料サイクルについて、実物を目にしたのはこの時が初めてでした。

この施設にはウラン濃縮工場（1992年3月操業開始）や低レベル放射性廃棄物埋設センター（1992年12月操業開始）の他にも、テレビでも何度か放送された高レベル

放射性廃棄物貯蔵管理センター（１９９５年４月操業開始）、使用済燃料受入貯蔵施設（１９９９年１２月事業開始）、再処理工場（２０１２年１０月竣工予定）、MOX 燃料工場（２０１６年３月竣工予定）等がありましたが、さすがにセキュリティは厳重で、身分証明書の提示に加えて、携帯電話やカメラ・パソコン類の持ち込み禁止が定められており、日本原燃株式会社から施設概要や注意事項についての説明をされた上でようやく施設の見学を許されるというものでした、

８月６日、〈マニフェストサミット 2012「地球から新しい日本を」〉と題したイベントが早稲田大学早稲田キャンパスに於いて催され、そこでは日本弁護士連合会会長：山形康朗氏（奈良市顧問弁護士一関西法律特許事務所／大阪市特別参与）を講師に招き、「地域主権時代は量的削減から質的改革に～専門的知見の採用を考える～」という演題の講演が行われました。その中では、これからの自治体に於ける法の支配の重要性の説明や、「兵庫県明石市の自治体職員採用に 18 名の応募があり弁護士を 5 名採用した」と自治体職員として弁護士を採用した事例の紹介等がありました。ちなみにその例に関しては、報酬を 2 割増した年収 840 万円で任期付採用をしたことや、それまでの様々な市民相談や暴力団関係のトラブルが市にとって大きな負担となっていたこと等も併せて説明されていました。さらに山形氏は「法の支配が行き届くような公平公正な社会の為に、また自立した自治体経営の為に、議員の中に弁護士出身の人間がいた場合は無駄ではないかという意見もあるものの、質的充実を図るという目的で弁護士採用を積極的に進めていくことも必要ではないか」と説かれ、当時の時点で 22 名の弁護士が自治体に採用されていたことや、条例制定や政策をまとめていく為にも今後さらにその必要性は増していくだろうということも語っておられました。そしてそうなっていけば、やがて多重債務に関する市民相談や、債権の回収、地方公共団体や行政に対する不当要求への対応と、種々の物事について効果を発揮していくだろうし、それによりコストパフォーマンスも改善されていき、また非常勤弁護士の活用も検討していくことが可能であるだろうと、未来への展望もお話しされていました。その他にも某市の事例として、10 億円の税の未納（500 ～ 600 万円が 2000 件）を 2 年間で総額 6000 万円～ 7000 万円にまで減らすことに成功した実績などを紹介されました。総論として、顧問弁護士の場合は職員が出張しなければならないが、職員として採用している場合は庁舎内で済ますことが出来る上、倒産法や会社法など財務調査行政が抱えている第三セクターの統廃合についてなども対処出来ること、また学校現場や市民生活に根ざした様々な事案への対応も専門知識を有した職員であればより円滑に進められ、その分他の職員の精神的負担を軽減させられたり、行政の隠蔽問題に対する懸念も軽減したりしていけることなどを説明していらっしゃいました。最後には、職員としての弁護士採用に関する内容は県単位で共有し、またそれらは任期付が良いのかどうか、常勤にすべきなのかどうかなどの詳細については各自治体で議論し決定していくことが必要であると締め括られていました。ちなみに、講演の途中では日弁連会費についても触れ、ボランティア的活動もあるのでご理解を頂きたいと語られる一面もありましたことを添えさせていただきます。